

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年11月15日受付分)

特定非営利活動法人
TERAKOYA

縦覧期間

令和6年11月15日(金)から
令和6年11月29日(金)まで

特定非営利活動法人 TERAKOYA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 TERAKOYA という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県三田市けやき台5丁目25番地182に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、未就業人材に対して、学習・就業支援に関する事業を行い、満足いく就職に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 社会人と学生のコミュニティスペースの企画・運営事業
- (2) 子どもたちの地域イベント(運動会・祭り・音楽祭)の企画・実施事業
- (3) 女性地位向上のための活動支援、個人事業主の事業継続支援事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。
- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提

案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

（施行細則）

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	高木 健一
副理事長	小田中 美穂
理事	辻村 直利
同	渡邊 ちよ子
同	伊庭 正人
監事	高木 正

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	100,000円
② 年会費	0円	100,000円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	一口 50,000円
② 年会費	0円	一口 50,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 TERA KOYA

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	たかぎ けんいち	[REDACTED]	有
	高木 健一		
副理事長	こだなか みほ	[REDACTED]	有
	小田中 美穂		
理事	つじむら なおと	[REDACTED]	無
	辻村 直利		
理事	わたなべ ちよこ	[REDACTED]	無
	渡邊 ちよ子		
理事	いば まさと	[REDACTED]	無
	伊庭 正人		
監事	たかぎ ただし	[REDACTED]	無
	高木 正		

設立趣旨書

1 趣旨

■会を立ち上げることになった社会的な要因や背景、解決すべき問題点等を記載

会員の多くが、現在求人広告代理店業で活躍する人材になります。仕事で新卒採用にも携わっている中で、求職者の“就職動機の薄さ・無さ”を感じ、それは「就業の選択先情報収集」に課題があるのではないかとメンバー同士で会話をしたのです。そこで業界・企業への情報収集方法と、求職者自身の判断基準、アピール方法の改善のお手伝いはできないかと、大学や学校授業では得られない、リアル（現場）を体験、知る機会を作ることにし、また社会人との接点を作ることを目指し発足しました。

■上記を受けて、会の設立や活動内容（こういった活動をしてきたか、今後はこういった活動をするつもりか）等を記述

既に行ってきた内容として、①就職活動中の学生、第二新卒に向けて、リモートによる「業界説明と働き甲斐」を伝える会を開催。②小学生・中学生・高校生に対して、三田市こども未来課と協業のもと“キャリア講座”（半年）を開催。③スポーツクラブ 21 けやきともコラボをし、地域の運動会の企画・実行を行ってきた。今後も、立ち上げのきっかけとなった未就業者の就業サポートと地域のイベント企画・運営を進めていきたいと考えています。また、教育現場で知り合った個人事業主の事業持続のサポートも今後は行っていきたいと考えています。

■なぜ特定非営利活動法人化が必要なのか、任意団体での活動の限界性や法人化の必要性等を記述

一番の理由は資金問題になります。過去行ってきた内容の継続が、現在の個人の集まりだけでは持続できないと結論が出ました。三田市の教育関連に携わり分かったことはこの教育分野は、行政も予算をとりにくいということでした。教育で知り合った保護者さんや地域の体育祭で関わった自治体から活動の継続や新たなアイデアなどを依頼されることもありましたが、ボランティアの延長では仲間とも話をしましたが資金的に難しいとなりました。※今まで行ってきた事も事象の完了時にしか入金がないので、代金の先払いが必要でこれが大きな課題ともなりました。法人化することで、活動報告により信用性の高くなることや寄付金を集めやすくなることや、活動実績をオープンにすることで認知度も広がり、教育事業に関わる個人事業主たちの応援ができると考えています。それらを踏まえ、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画して頂けることが不可欠であるという点から特定非営利活動法人格を取得することが最適であると考えました。

■上記から法人化によって、更にどのような社会貢献ができるのか、法人化による発展の展望等を記述

もし法人化できたとすれば、今年度（24年）、自治体から相談があったイベント（昨年実施した運動会、自治会が実施してきた地域の夏祭りなど）の企画運営代行がスムーズに進み、地域の方々・子供たちを主役として地域文化を残す活動もできました。地域活動を通して、人材育成にも関わることができます。また、ここ数年間で知り合った個人事業主で優秀な人達に対して協業をはかり、女性地位向上（教育に携わる個人事業主に女性が多かった）にも貢献ができると考えています。

2 申請に至るまでの経過

2020年10月10日 三田市役所 子ども育成課主催の「こうみん未来塾」にて子供向けの講演を実施

2021年3月31日 「学生支援サークル」として発足

2021年11月11日 リモートによる社会人×学生の「仕事人の語り場」を開催

2022年2月1日 「学生支援サークル」のHPを開示

2022年6月21日 さんだ未来デザインチームに参画

2022年7月3日～半年 三田市 こども育成課「探求コース」にて、未来デザインコースを1/5講座実施

2023年5月27日 三田市けやき台 スポーツクラブ 21 けやきともコラボ「けやき台大運動会」を企画・

実行

2023年7月28日～半年 三田市 こども育成課「探求コース」にて、1コース5講演を業務委託で実施

2024年3月31日 会員間で法人化の意思確認

2024年4月21日 学生団体「SUNさん三田」×社長 の交流会実施

2024年6月22日 ㈱クレセントにて、カラータイプ研修を枚方にて実施

2024年10月1日

特定非営利活動法人 TERAKOYA

設立代表者

氏名 高木 健一

2024 年度事業計画書

特定非営利活動法人 TERAKOYA

1. 基本方針

法人設立を機に、特に下記3点について重点的に活動する予定でいます。①教育事業の継続を目的に、寄付金を受け付けます。その上で、現在三田市の子ども育成課が保持している「こうみん未来塾」の外部運営を考えています。三田市に提案が必要になりますが、現状、このプログラムは100以上のプログラムが存在しているのですが、ここ数年で実施されたのは10プログラム前後になります。全く実施されていないもの考えるとそこに参画している個人事業主や企業のモチベーションが下がっていると想像しているので、実を共わないものを整理し、ちゃんと機能を発揮させる広報方法の工夫やプログラムの利用者に向けた紹介の強化をし活発な活動に生まれ変わらせたいと考えています。②現在進行中の“個人事業主の研修派遣”を拡大させていきます。より多くの優秀な人材の発掘と利用企業の開拓に力を入れます。③時期に間に合えば、自治体が外部委託していきたいという地域活性化のためのイベントを引継ぎ、地域文化の継続に寄与できればと考えています。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 社会人と学生のコミュニティスペースの企画・運営事業	「こうみん未来塾」のキャリアコース	月1~2回程度	人と自然の博物館コレクションナリウム	三田市の小中学生 約15名/回	300
(2) 女性地位向上のための活動支援、個人事業主の事業継続支援事業	民間企業向けの教育研修講座	毎月2回程度	企業会議室など	社会人受講者 約15名/回	480
(3) 子どもたちの地域イベント(運動会。祭り・音楽祭)の企画・実施事業	地域活性化プロジェクト	実施予定なし			0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 4月
- ②理事会 年12回

(2) 事務局体制

事務局長：辻村直利、事務局スタッフ：渡邊ちよ子

2025年度事業計画書

特定非営利活動法人 TERAKOYA

1. 基本方針

個人講師の民間への派遣を主業務としながら、三田市のこうみん未来塾のキャリアコースをすべて受け持ち、教育や街の特徴づくりの一端を担い移住定住の役にも立てるのであれば、今後の活躍の場も広がりますので、そこを目標に進めていきたいと考えています。また、地域によっては無くなったたりもしている自治会員の問題にも着手できる関わりを「夏祭りの実行」から探りながら企画・運営・調整も行っていきたいと考えています。その際には、できる限り、子供たちに会議も参加してもらいながら、後々の継承者探しも含めて、文化継承の一端を担えたらと考えています。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 社会人と学生のコミュニティスペースの企画・運営事業	「こうみん未来塾」のキャリアコース	年15回3コース程度	人と自然の博物館コレクションナリウム	三田市の小中学生 約15名/回	900
(2) 女性地位向上のための活動支援、個人事業主の事業継続支援事業	民間企業向けの教育研修講座	毎月4回 年間48回	企業会議室など	社会人受講者 約15名/回	4800
(3) 子どもたちの地域イベント(運動会。祭り・音楽祭)の企画・実施事業	地域活性化プロジェクト(けやき台夏祭り)	7月予定	けやき台小学校	三田市けやき台・周辺エリアの住民 約4000名	200

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 4月
- ② 理事会 年12回

(2) 事務局体制

事務局長：辻村直利、事務局スタッフ：渡邊ちよ子

2024年度活動予算書
 成立の日から2025年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
.....受取会費	0	0
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1,200,000	
.....		
.....		1,200,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	
.....	0	0
4. 事業収益		
社会人と学生のコミュニティスペースの企画・運営事業	300,000	
女性地位向上のための活動支援、個人事業主の事業継続支援事業	480,000	
子どもたちの地域イベント(運動会・祭り・音楽祭)の企画・実施事業		780,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....	0	0
経常収益計		1,980,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師謝金	600,000	
消耗品費	100,000	
印刷費	10,000	
通信費	****	
保険料	****	
会場費	120,000	
会議費	12,000	
地代家賃	150,000	
.....	0	
その他経費計	992,000	
事業費計		992,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	800,000	
法定福利費	19,102	
.....	0	
人件費計	819,102	
(2) その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	0	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	0	
租税公課	0	
.....	0	
その他経費計	0	
管理費計		819,102
経常費用計		1,811,102
当期正味財産増減額		168,898
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		168,898

2025年度活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	50,000	
.....受取会費	0	50,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1,000,000	
.....		1,000,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	500,000	
受取民間助成金	0	
.....	0	500,000
4. 事業収益		
社会人と学生のコミュニティスペースの企画・運営事業	900,000	
女性地位向上のための活動支援、個人事業主の事業継続支援事業	4,800,000	
子どもたちの地域イベント(運動会・祭り・音楽祭)の企画・実施事業	200,000	5,900,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....	0	0
経常収益計		7,450,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	1,500,000	
法定福利費	172,455	
.....	0	
人件費計	1,672,455	
(2) その他経費		
講師謝金	2,500,000	
消耗品費	100,000	
印刷費	10,000	
通信費	*****	
保険料	*****	
会場費	800,000	
会議費	12,000	
地代家賃	600,000	
.....	0	
その他経費計	4,022,000	
事業費計		5,694,455
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,200,000	
法定福利費	19,102	
.....	0	
人件費計	1,219,102	
(2) その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	0	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	0	
租税公課	0	
.....	0	
その他経費計	0	
管理費計		1,219,102
経常費用計		6,913,557
当期正味財産増減額		536,443
前期正味財産増減額		168,898
次期繰越正味財産額		705,341